

幸手市シティプロモーション映画制作業務プロポーザル実施要領

1 目的

本映画は、幸手市の魅力の発掘並びに認知度及びイメージの向上を図り、青少年の健全育成と地域住民の誇りや愛郷心の醸成に資するとともに、地域資源を活用した観光振興と地域経済の活性化を図るため、幸手市シティプロモーション映画を制作することを目的とする。映画制作に求める特徴や効果としては、次のとおりとする。

- (1) 多くのみなさまに楽しんでいただけるストーリーであること。
- (2) 幸手市の風景や自然・食・文化・民俗・祭り・歴史・人などのブランドイメージを盛り込んだものであること。
- (3) 幸手市シティプロモーション映画製作実行委員会（以下「実行委員会」という）及び幸手市民とともに映画を作り上げ、主要都市の映画館、動画配信サイト、サブスクリプション等で広く公開すること。
- (4) 幸手市のシティプロモーションを効果的に行い、新たな幸手ファンの獲得や幅広い世代の移住・定住促進、地域経済の発展につなげること。
- (5) 幸手らしさを活かしたレシピを開発し、今後の幸手の食や観光の発展につなげること。
- (6) この映画制作を通じ、市民の幸手市へのシビックプライドの醸成を行うとともにまちづくりへの興味や関心の向上につなげること。

2 業務委託名

幸手市シティプロモーション映画制作業務

3 業務の概要

業務の目的等を十分理解し映画の制作に係るすべての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

プロポーザルでの提案内容を基に、実行委員会と協議を行った上で、企画・構成を決定する。

(2) 市民との協働

- (ア) 市民を交えた映画制作実行委員会の部会を組織し、さまざまな意見交換を実施
- (イ) エキストラ出演を目的とした演技ワークショップやオーディションの開催
- (ウ) 高校生や大学生を対象にしたボランティアを組織

(3) シナリオ・コンテ制作

(4) 取材・資料調査

(5) 撮影

- (ア) 肖像権や著作権について必要な手続き（撮影・編集に限らず納品後の加工、放映（YouTube等やテレビ局等への提供等も含む。）にあたり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理も含む。）
- (イ) 出演者、協力者、設営場所の交渉や許可
- (ウ) 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担、天候不良などによる再撮影等にかかる経費等も本契約金額に含めること。

① 編集、撮影した映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップ等の編集に伴い、完成までに複数回、内容確認や修正等の指示を受けるものとする。

② キャスティング

③ 映画の広報に関すること

④ その他、前各号に付帯する事項や映画制作にあたり必要と思われる作業等

(6) 契約期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、映画については、令和8年10月31日までに上映できるよう、それまでに納品するものとする。

(7) その他 仕様書のとおり

(8) 業務に要する費用（予定価格）

30,000,000 円（税込）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次の各号に掲げる資格要件等を満たす者とする。

(1) 次号のいずれかに該当しないこと。

①当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

(3) 参加事業者又は役員等の経営に携わる者が幸手市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員でないこと。

(4) 資格登録をする者が複数いない場合または資格登録の有無にかかわらず広く提案を求める必要がある場合は、該当業務の内容等に応じて定めるものとする。

5 参加表明及び企画提案の手続き

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒340-0192 幸手市東4丁目6番8号

幸手市役所総合政策部秘書課シティプロモーション担当（本庁舎2階）

担当者 竹内、村松

電話 0480-43-1111 内線224

E-mail hisyo@city.satte.lg.jp

(2) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書等を理解した上で、「参加表明書（様式1）」を提出すること。

(3) 提出期間等

令和7年5月16日（金）必着（持参の場合は、17時まで）

(4) 提出方法

Eメール・持参又は郵送のいずれかの方法に限る。なお、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 提出場所

〒340-0192

幸手市東4-6-8

幸手市総合政策部秘書課シティプロモーション担当

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和7年5月14日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

ア 受付期間 令和7年5月1日（木）から5月14日（水）まで

イ 提出方法 様式8「質問書」により作成し、Eメールにより提出してください。
送信後、必ず、担当者へ電話で受信の確認を行ってください。

※窓口、電話での問合せには応じません。

ウ 回答方法 質問内容及び回答については、令和7年5月15日（木）までに、
適宜、市ホームページに掲載します。

※質問者の名称は、掲載しません。

(3) 提出先

幸手市総合政策部秘書課シティプロモーション担当

E-mail : hisyo@city.satte.lg.jp

(4) 回答日

令和7年5月15日（木）までに随時回答

(5) 回答方法

質問内容及び回答については、令和7年5月15日（木）までに、適宜、
市ホームページに掲載します。

※質問者の名称は、掲載しません。

7 企画提案書等の作成及び提出

参加事業者は、企画提案書等の必要書類を、以下のとおり作成し提出すること。

(1) 必要書類・必要部数

【様式10】企画提案書提出書 1部

【様式3】会社概要 10部

【様式6】業務実績報告書 10部

【様式7の1】業務実施体制表 10部

【様式7の2】業務担当者調書 10部

【任意様式】企画提案書（行程表、スケジュール表含む） 10部

【任意様式】見積書 10部

【任意様式】見積書内訳 10部

【任意様式】その他必要な書類 10部

(2) 提出期限

令和7年5月23日（金）必着（持参の場合は17時まで）

（3）提出場所

〒340-0192

幸手市東4-6-8

幸手市総合政策部秘書課シティプロモーション担当

（4）提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。※提出された書類については、返却しないものとする。

8 審査概要

幸手市シティプロモーション映画製作実行委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

（1）審査方法

プレゼンテーション

委員会において、提出された企画提案書等の内容について審査し、企画提案内容を総合的に評価する。審査にあたっては、企画提案書等の内容に関する事業者のプレゼンテーションを実施し、これを参考にすることとする。

評価は評価項目別に点数化して実施し、評価点数の合計点が最高得点となった事業者を受託候補者として選定する。

審査における評価項目は次の評価表による。

	評価項目	評価事項
会社概要	経営規模	経営規模の妥当性
	事業実績	業務に精通し、事例が蓄積されているか
業務遂行体制	実施体制	業務を行う上で適切かつ十分な業務従事者が配置されるか
	業務遂行力・技術力	業務従事者がノウハウに裏付けされた十分な必要な知識・経験を具えているか
提案内容評価	地域特性の把握	地域の現況、特性等を十分に活かした内容であるか
	明確性・具体性	明確かつ具体的に提案されているか
	ストーリー性	市内外の人に楽しんでもらえるストーリー性の富んだ提案であるか
	協働性	市民とともに制作する協働性に富んだ提案であるか
	独創性	提案は独創的であるか
	シビックプライド醸成	市への誇りや愛着がわく内容であるか
	市の知名度向上	幅広い世代の将来的な移住及び定住促進に資する提案であるか

		るか
	スケジュール	全体のスケジュールは妥当か
	広報	映画のPRなど、より多くの人に見てもらう工夫があるか
	権利関係	著作権等の利権関係についての説明や提案があるか
プレゼンテーション	説得力（ヒアリング）	説明に説得力があるか
	取組姿勢（ヒアリング）	積極的に取り組む意欲を感じられるか
参考見積	業務コストの妥当性	事業費の積算は提案された内容に対して妥当であり、費用対効果に優れているか
	その他必要事項	

※上記内容を参考に、発注業務に適した評価項目を加除修正のうえ、項目ごとに点数配分を設定する。

9 プレゼンテーション

企画提案者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを下記のとおり実施する。プレゼンテーションの日程（時刻）や場所等については、第一次審査結果通知書にて通知する。

- (1) 実施日
令和7年5月末（予定）
- (2) 場所 幸手市役所（予定）
- (3) 参加可能人数 最大5人まで
- (4) 提案時間 1者につき 60分程度

(内訳)

入退場準備等 5分

プレゼンテーション 30分以内

質疑応答 25分程度

- (5) その他

プレゼンテーションの実施方法は自由形式とし、電子機器を使用して行うことを可とする（必要設備のうち、机、椅子、電源、55型モニター、モニター接続用パソコンは市が用意する。ただし、55型モニターを使用する場合は、前日までに企画提案書等のパワーポイント又はPDFデータを提出すること）。プレゼンテーション時の追加資料の使用は認め

ない。

(6) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、令和7年5月末（予定）までに、委員会より書面で通知する。なお、結果について、提案採用者名を事務局である幸手市公式ホームページに公表する。審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。

また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

1 0 日程（予定）

公募開始 : 令和7年5月1日（木）
質疑書〆切 : 令和7年5月14日（水）
質疑回答日 : 令和7年5月15日（木）
参加表明書の〆切 : 令和7年5月16日（金）
提案書提出〆切 : 令和7年5月23日（金）
プレゼンテーション : 令和7年5月末（予定）
選定結果通知 : 令和7年5月末（予定）
契約予定日 : 令和7年6月上旬

1 1 無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とします。

- (1) 本実施要領中「4 参加資格要件」に適合していない場合、及び企画提案書等において本実施要領で規定した事項が守られていない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 任意様式「見積書」に記載された見積金額が「3（8）提案上限額」を超える場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

1 2 注意事項

- (1) 本プロポーザル実施に当たり、説明会は実施しません。
- (2) 本プロポーザル実施に関し、参加事業者が必要とした費用は、全て参加事業者の負担とします。

1 3 その他

- (1) 本件に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 参加表明以降、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により担当課あてに提出する。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は認めません。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しません。
- (5) 提出された企画提案書等は、必要に応じて複製する場合があります。
- (6) 委員会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (7) 提出があった企画提案書等は、原則、プロポーザル審査以外の用途に使用しません。
ただし、公文書開示請求があった場合は、不開示事項に該当すると判断した情報と著

作権にかかわるものを除き、原則、すべて開示するものとします。

提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を委員会に事前に通知した上で資料の提出を行うものとします。